

広島県告示第千十九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、地方港湾大竹港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和六年十二月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において縦覧に供する。

令和六年十一月十八日

大竹港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地方港湾大竹港放置等禁止区域

1 小方南地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 大竹市新町の国土地理院四等三角点「青木」（北緯三四度二分四〇秒四二二四、東経一三二度一三分一九秒〇八四九、標高一・八〇メートル）

基点一 基準点から三五度四五分四四秒の方向二、一二二・九九メートルの点

基点二 基点一から二六度四五分二五秒の方向二七・〇一メートルの点

基点三 基点二から一一度四二分〇八秒の方向一三八・三七メートルの点

基点四 基点三から九六度〇六分一〇秒の方向四七・二九メートルの点

2 飛石・小方地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線、基点四から基点五を水際線で結んだ線、基点五から基点六を結んだ線及び基点六から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 大竹市小方町の国土地理院四等三角点「三石」（北緯三四度一分四分八秒四七九〇、東経一三二度一二分二七秒八一五六、標高一九六・六七メートル）

基点一 基準点から六八度四三分五五秒の方向一、六九七・九七メートルの点

基点二 基点一から一四六度〇五分三二秒の方向九七・八七メートルの点

基点三 基点二から二二五度〇三分〇六秒の方向一二〇・〇二メートルの点

基点四 基点三から二四六度二〇分三八秒の方向三九三・六二メートルの点

基点五 基準点から六五度三八分二九秒の方向一、四七一・七六メートルの点

基点六 基点五から六〇度二九分二一秒の方向四四・七九メートルの点

二 地方港湾大竹港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物